昭 和 ４１ 年 ７ 月 ７ 日
長 崎 県 条 例 第 ３４ 号
最終改正　令和４年３月31日

武道館条例

（設置）

第１条　主として少年の柔道・剣道の錬成及びその普及振興を図るため、武道館を設置する。

２　武道館は、長崎市に置く。

（利用許可）

第２条　武道館を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

２　知事は、次の各号の一に該当する場合においては、武道館の利用を許可してはならない。

(1) 武道館の秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 柔道・剣道以外の使用で、武道館を利用させることが適当でないとき。

(3) その他武道館の管理上支障があるとき。

３　知事は、第１項の許可については、武道館の管理上必要な条件を附することができる。

（使用料）

第３条　武道館を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

２　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、災害その他特別の事情による武道館を利用することができなかったときは、この限りでない。

第４条　知事は、次の各号の一に該当する場合においては、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 県が行なう柔道・剣道の錬成計画に基づき、使用するとき。

(2) 公益上特に必要があると認められるとき。

（遵守事項）

第５条　利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用許可の目的以外に利用しないこと。

(2) あらかじめ許可を受けた場合を除き、特別の設備をし、又は造作を加えないこと。

(3) 武道館の秩序を乱さないこと。

(4) その他知事の指示する事項

（利用許可の取消し及び利用の中止）

第６条　知事は、利用者が前条の規定に違反すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

（過料）

第７条　知事は、許可を受けないで武道館を利用した者又は第５条の規定に違反した者に対して、５万円以下の過料に処することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年条例第14号）抄

１　この条例は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則（昭和52年条例第４号）

この条例は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（平成元年条例第40号）

この条例は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成６年条例第39号）

１　この条例は、平成７年２月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成９年条例第39号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成26年条例第49号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成31年条例第33号）

この条例は、平成31年10月１日から施行する。

附　則（令和４年条例第18号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

専用使用	全館使用	主として少年で構成する団体	１時間につき	220円
		主として成人で構成する団体	１時間につき	440円
	館の２分の１使用	主として少年で構成する団体	１時間につき	110円
		主として成人で構成する団体	１時間につき	220円
柔道・剣道以外の使用			１時間につき	1,100円
附属設備（椅子、テーブル及び放送設備）			１時間につき	220円

備考

１　電灯又はガスを使用する場合には、この表に定める使用料のほかに、その実費を徴収する。

２　この表において「少年」とは18歳未満の者をいい、「成人」とは18歳以上の者をいう。